

そ の 他 の 公 売 条 件 等

1 公売の方法

公売財産の売却区分番号ごとに行います。

なお、売却区分番号内に複数の財産があるものについては国税徴収法 89 条第 3 項の規定に基づき一括公売の方法により行います。

物件明細書に内訳として個々の財産の見積価額が記載されている場合がありますが、個々の財産を個別に公売するものではありません。

2 公売保証金の納付期限及び提供方法

物件明細書の「公売保証金」欄に金額の表示があるものについては、入札前に、その額による保証金を提出してください。提出方法につきましては、「日本私立学校振興・共済事業団インターネット公売ガイドライン」をご参照ください。

なお、公売保証金の納付がないと、入札はできません。

納付期限：令和 8 年 10 月 7 日午後 1 時 まで

3 必要書類の提出期限及び提出方法

次の書類を公売保証金の納付時に提出してください。

(1) 陳述書

公売財産が不動産である場合には、暴力団員等に該当しない旨の陳述書

ア 入札者又は自己の計算において入札を行わせる者が法人の場合は、「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を陳述書と併せて提出してください。

イ 入札者又は自己の計算において入札を行わせる者が宅地建物取引業者又は債権管理回収業の事業者である場合は、その認可等を受けたことを証明する書面（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを陳述書と併せて提出してください。

なお、陳述書の提出がない場合や記載内容に不備がある場合は、入札が無効となります。また、陳述書は入札を行う「売却区分番号」ごとに作成してください。

(2) 買受適格証明書（提出を要する場合のみ）

(3) 共同入札代表者の届出書（共同入札により入札を行う場合のみ）

(4) 委任状（代理人が入札手続を行う場合又は共同入札により入札を行う場合のみ）

4 入札時間及び入札の方法

- (1) 入札時間は、公売公告の「入札期間」欄に記載された時間とし、入札の方法は、公売参加申し込みの受付が完了した公売参加者等は、参加申し込みをした公売財産について、入札期間内に、入札してください。なお、入札を行う場合は、次に掲げる点に留意してください。
- ア 入札は一度しか行うことができないこと。
- イ 入札を行った後には、取り消し及び入札を行った金額の変更はできないこと。
- ウ 入札の受付は、入札等申込期間の終了と同時に締め切られること。(自動延長は行いません)
- エ 入札を行った最高価申込価額が、落札後に納付すべき買受代金となること。
- オ 最高価申込者になった場合には、最高価申込者のカナ氏名及び最高価申込(落札)金額が、私学事業団の掲示場及び私学事業団ホームページ上に掲載され一般公開されること。
- カ 次順位買受申込者になった場合には、次順位買受申込者のカナ氏名及び次順位買受申込金額が、私学事業団の掲示場及び私学事業団ホームページ上に掲載され一般公開されること。
- (2) 売却区分番号1の財産については、適格請求書は発行できません。

5 買受人の資格その他の要件

次のいずれかに該当する者は、インターネット公売に参加することができません。(代理人による参加もできません。)

- (1) 国税徴収法第92条(買受人の制限)の規定に該当する者
- (2) 国税徴収法第108条第1項(公売実施の適正化のための措置)の規定に該当する者(過去2年間、インターネット公売で買受代金を納付しなかった者など)
- (3) 日本私立学校振興・共済事業団インターネット公売ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社の KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (4) 公売財産が農地など買受人に一定の資格や要件を必要とする場合で、その資格などを有していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する者
- (6) 制限行為能力者(民法第753条該当者を除きます。)

ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。

(7) 公売の手続に関する日本語を理解することができない者

ただし、その代理人が公売の手続に関する日本語を理解できる場合は除きます。

(8) 住所又は所在地、連絡先がいずれも日本国内にない者

ただし、その代理人の住所又は所在地、連絡先が日本国内にある場合を除きます。

6 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定方法

(1) 最高価申込者

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である者に対して行います。最高価申込者の決定後、最高価申込者のカナ氏名及び最高価申込価額の告知を、私学事業団ホームページ上に一定期間公開することにより行います。

(2) 次順位買受申込者

最高価申込者が買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合に、次順位買受申込者に売却決定します。

公売担当部署は最高価申込者決定後、以下の条件を全て満たす公売参加者を次順位買受申込者として決定します。

ア 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額で入札していること。

イ 入札価額が最高価申込者の入札価額から公売保証金額を差し引いた金額以上であること。

ウ 入札時に次順位買受申し込みを行っていること。

なお、入札時に次順位買受申し込みを行った場合、この申し込みは取り消すことができませんのでご注意ください。

7 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行います。

8 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、終了の告知の後に返還します。

次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。

9 売却決定

最高価申込者に対して売却決定を行います。売却決定を受けた公売参加者は買受人となり、売却決定価額（買受代金）を納付することによって公売財産の権利を取得することとなります。

なお、売却決定価額は、入札を行った最高価申込価額となります。

10 買受代金の納付及び権利移転の時期

買受人は売却決定を受けた後、公売公告の「買受代金の納付期限」までに買受代金から公売保証金を控除した金額を納付してください。納付期限までに納付がない場合、売却決定を取り消して、公売保証金を返還しないほか、国税徴収法第108条第1項の規定により、その事実（正当な理由なく、買受代金の納付期限までに代金を納付しなかった場合等）があった後2年間公売への参加が制限される場合があります。

なお、買受人は買受代金を全額納付したとき（所有権移転について法令の規定等により許可等を要するものは、関係機関の許可等があったとき）に公売財産の権利を取得しますので、代金納付（許可）後に生じた財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。

11 権利移転手続

権利移転の登記又は登録を請求することのできる財産（不動産等）は、買受人の請求により当庁が関係機関に対し、その登記又は登録の嘱託を行うこととなりますので、買受人は必要書類を添付のうえ、速やかに当庁に対して、権利移転の登記又は登録の請求を行ってください。

なお、所有権移転について、農地法その他法令の規定等により関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、所有権移転手続に際して、その証明書等を提出してください。

また、公売財産の権利移転手続に必要な登録免許税、郵送料等は買受人の負担となります。

12 国税徴収法等の適用

公売は本公告に定めるところにより行うほか、国税徴収法及び日本私立学校振興・共済事業団インターネット公売ガイドライン並びに紀尾井町戦略研究所株式会社の KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの定めるところにより行います。